

(別紙様式6)
(Attached Form 6)

学位論文の要旨(論文の内容の要旨)
Summary of the Dissertation (Summary of Dissertation Contents)

論文題目: 韓国原爆被害者問題の実態と意義についての研究
—特に韓日間草の根協力に注目して

Dissertation title

広島大学大学院国際協力研究科
Graduate School for International Development and Cooperation,
Hiroshima University
博士課程後期 開発科学専攻
Doctoral Program Division of Development Science
学生番号 D115374
Student ID No.
氏名 辛 亨根 □
Name Seal

本論文は、韓国原爆被害者問題の実態と意義について明らかにしたものである。具体的には、韓国原爆被害者問題をめぐる韓日両国市民の草の根協力が果たした役割に注目し、その運動の内容と成果を検証し、草の根協力が、今後の韓日歴史和解と東北アジア平和構築にとって、重要な示唆を与えることを明示したものである。

第一章では、韓国人原爆被害者の概要についてまとめた。朝鮮人被爆者が何故誕生したのか。その歴史的背景を概観した。そのために、まず植民地統治下の強制動員の歴史を紐解いた。植民地統治下で多くの朝鮮人は、軍事都市である広島市と長崎市に太平洋戦争の遂行のため動員され、後に被爆することとなる。被爆者の規模については未だに正確な数値は不明であるが、韓国原爆被害者協会によると、広島原爆によって被爆した朝鮮人の数は約5万人に上るといふ。そのうち約3万人が爆死し、2万人の生存者のうち、約1万5千人が帰国したという。これら朝鮮人被爆者たちは、三重の被害を受けた。その一つは、日本の植民地統治と強制動員によるもので、二つ目は原爆被害、三つ目は帰国した後の偏見と差別、さらには放置されたことに由来する被害である。これらの複合的な被害は、日本の植民地統治やアメリカの原爆投下、韓国政府の無関心という国家権力によって人間の基本権が侵された結果ともいえる。しかし、こうした問題の重要性と歴史的象徴性に照らしてみれば、今まで行われた研究の量は絶対的に少ないと言わざるを得ない。しかも、従来の研究は、実態調査や被害者の代弁、または人道主義的な側面からの訴えに関するものが多かった。そこで、本研究は、従来の研究の空白部分を埋めるべく、韓国原爆被害者問題の実態と意義を明らかにした。特に、この問題を巡る韓日両国市民の草の根交流が果たした役割に焦点を絞り、今後の両国の関係改善に重要な示唆があることをも明示したのである。

第二章では、韓国原爆被害者問題のこれまでの経緯について詳しく論じた。まず、原爆投下直後の朝鮮人被爆者らの状況から言及し、当時の朝鮮人被爆者の内、約8割が被爆から4か月以内に帰国しているが、それほど大多数が帰国を急いだのは、強制動員がもたらした帰還意識と、日本人による朝鮮人への報復・迫害の恐れがあったことが主な原因であったことを明らかにした。しかしながら、彼らは帰国後もなお厳しい状況に置かれることとなる。つまり、韓日の国交が正常化されるまでの20年間、社会の関心を向けられることなく、徹底的に放置されたのである。続けて、こうした複雑な状況に置かれていた韓国人被爆者がどのような活動をしてきたかについて述べた。当初、被爆者は韓国政府やアメリカ、日本大使館に対して直接実情を訴えたものの、何の反応もなかった。しかし、その後、広島民団に韓国人被爆者の実態を訴える手紙が届けられ、それがきっかけとなり、彼らの実態がようやく世間に認識されるようになった。韓国原爆被害者協会会長・辛泳洙は1970年からほぼ毎年訪日し、日本の市民活動家と連帯して広島市や日本政府に朝鮮人被爆者の実態を訴えるなどの行動を起こした。それ以後、韓国原爆被害者協会を中心とした権利回復運動が具体的・本格的に行われるようになった。同時に、日本国内での動きも始まり、たとえば、中島竜美は1963年韓国と北朝鮮被爆者の被爆者健康手帳取得支援活動を行った。こうして朝鮮人被爆者問題における社会的関心が広がると、政府も動き出した。2001年4月19日結成された「在外被爆者に援護法適用を実現させる委員懇親会」などがその一例として挙げられる。

第三章では、韓国原爆被害者問題に関して草の根協力がどのような成果を出したのか、そしてその過程はどのようなものだったかについて詳述した。韓国原爆被害者の権利回復のための闘争運動は、韓日草の根協力を原動力として50年近く続けられている。この草の根協力の様態は、医療支援および財政支援を含む人道的支援事業の展開や、両国政府に対する要求と交渉、また裁判闘争へと発展してきたといえる。まず、医療支援に関しては、1968年に日本へ密航した被爆者・孫貴達の広島原爆病院入院をきっかけとして、広島市に「被爆者救援日韓協議会」が発足されたことから始まる。この医療支援の活動として、日本の医師団を韓国に派遣し、治療を行った。この派遣治療は1995年までの間、実に22回にわたって行われた。また在韓被爆者に対しては、渡日治療も行われ、その際の通訳などにはボランティアや留学生の支援を得た。さらに財政支援においては、基金などを通して実施された。韓日草の根協力は、日本政府に対する交渉の過程でも大きく寄与した。そのきっかけとなったのは、1970年の辛泳洙会長による日本訪問であった。その後も引き続き行われた彼の訪日によって、三木武夫副総理との面談などが実現し、政府との積極的な交渉も始まった。同時に、第三章では、これら草の根協力にかかわった個人や団体についても詳述した。

第四章では、裁判闘争を中心とした権利回復の過程を述べた。この裁判闘争は、草の根協力のもっとも大きな成果だといえよう。この裁判闘争の出発点は、1972年に始まった孫振斗裁判であり、それ以降、多くの裁判が行われている。孫振斗裁判は、被爆者治療などの行為にあたって、日本に居住しない外国人被爆者に対しても、日本国内の被爆者と同じ法律を適用しなければならないという主張の下、提訴されたものである。この訴訟の際、様々な支援団体は、弁護士と運動方針を決め、細かく的を絞った裁判を展開すべく努力した。このような草の根協力によって、孫振斗裁判は最高裁判所においても勝訴することが出来たのである。

この孫振斗裁判には様々な意味が付与される。たとえば、日本政府がすべての被爆者に対して、国家的道義的に賠償責任を負うことを示していた。またこの裁判は、韓国原爆被害者運動において日本政府を相手にした初めての司法的勝利であり、以後の裁判を含めた韓国原爆被害者運動に大きな影響を与えた。そればかりではなく、日本の原爆医療体制を再検討させるといった大きな影響をも与えた。次に、裁判闘争の中で、重要な裁判の一つである郭貴勲裁判を詳述した。この裁判は、政府によって被爆者たる地位を認められても、日本を出国すると被爆者たる地位が失われ、医療支援などの各種支援が中断されることに対する問題を問う初めての裁判であった。この裁判で大阪高等裁判所は、被爆者援護法は国籍も居住も問うことなく、一律に援護を講じる人道目的の立法であると位置づけ、ひとたび適法・有効に取得した被爆者の地位は、日本を出国することで失われるものではないとした。

第五章では、これまでの議論を踏まえ、韓国原爆被害者問題にかかわった韓日草の根協力が生んだ成果と特徴、そしてその意味を検討した。まず、人道的支援は、規模はさほど大きくないものの、国交正常化以来、初めて行われた支援として評価できる。また、法令解釈の発展にも大きな影響を及ぼした。特に、一連の裁判のなかで人権問題における時効適用の適切さ、韓日協定によって過去の諸問題を解決済みと見なす視座の是非が問題として取り上げられ、その正当性に疑問が付されるようになったことは評価できるだろう。歴

史認識問題に対しても、徴用後に被爆した朝鮮人被爆者の存在に注目することによって始めて、韓国原爆被害者問題の全体像が掴めるようになったといえる。

韓国原爆被害者問題をめぐる韓日草の根協力の出発点は、人道主義的支援であった。これは主に運動の初期段階で、市民から募金を集め、韓国人被爆者を経済的に支援し、民間の医療団を日本から韓国へと派遣して診療を行うなどの形をとった。これら一般市民による人道的支援は、その規模はさほど大きくはないが、1965年の韓日国交正常化以後、韓国人被爆者に対して行われた初めての支援であった。そして何よりも、この人道的支援は、韓日市民間における初の人道主義交流であったこと、さらにその後の裁判闘争に寄与するという、見事な成功事例として、かつ両国の草の根協力の先駆けとなったという意味で評価できる。また、両国草の根運動家の間で育んだ人的絆と信頼、人道と人権、正義に対する共同信念、韓日歴史問題に対する共同認識、被爆者援護法の外国人被爆者への適用など伝統的国際法では困難であったさまざまな成果をあげた。

現在も韓日の間には、歴史認識、領土問題をはじめ様々な懸案事項が存在する。これら問題群の解決の鍵の一つは、やはり良識ある韓日草の根市民連帯である。その連携のためにも、相互理解、謙譲、配慮、交流拡大などを通じて、韓日両国がアジア太平洋時代のリーダーとして、かつ、域内の平和構築の主役として、相互に協力していく必要がある。両国の歴史的和解のためには、全方位的な互恵的な交流の拡大を通じた、相互理解の増進、両国民間の協力と信頼をさらに発展させる必要がある。本研究で取り上げた、韓国原爆被害者問題に関する両国の草の根活動は、この重要な事例であろう。このようなつながりは韓日草の根協力の模範的な前例として、これからも韓日関係の発展に重要な示唆を与えるとともに大きな原動力ともなるだろう。このような連携を基盤とし、様々な分野で韓日草の根協力を深化させていくことで、両国の間に存在する困難な問題を克服し、未来志向的な関係を築くことができるのであろう。

備考 論文の要旨はA4判用紙を使用し、4,000字以内とする。ただし、英文の場合は1,500語以内とする。

Remark: The summary of the dissertation should be written on A4-size pages and should not exceed 4,000 Japanese characters. When written in English, it should not exceed 1,500 words.